

天白文化小劇場始め

3 施設 AED 一体型広告掲出事業

【入札後資格確認型一般競争入札（郵送入札）】

# 入札案内書

令和 8 年 3 月 9 日公告

(令和 8 年 4 月 1 日以降設置分)

名 古 屋 市

# 目 次

---

◇ 入札のあらまし.....	P 1
◇ 入札説明書.....	P 3
第1 対象施設.....	P 3
第2 参加者の資格.....	P 3
第3 AED一体型広告の設置条件.....	P 4
第4 入札方法等.....	P 5
第5 入札金額.....	P 6
第6 入札.....	P 6
第7 開札.....	P 7
第8 競争入札参加資格確認申請.....	P 8
第9 契約の締結.....	P 8
第10 契約の締結.....	P 8
第11 広告料及び行政財産目的外使用料の納付...	P 9
第12 契約保証金.....	P 9
第13 問い合わせ先.....	P 9
◇ 契約書（ひな形）.....	P 10
◇ AED一体型広告掲出事業共通仕様書.....	P 18
◇ 施設別特記仕様書.....	P 27
◇ 名古屋市広告掲載要綱.....	P 30
◇ 名古屋市広告掲載基準.....	P 32
◇ 観光文化交流局広告掲載要綱.....	P 34
◇ 封筒記載例（入札書の郵送）.....	P 38
◇ 入札書.....	P 40
◇ 委任状.....	P 42
◇ 競争入札参加資格確認申請書.....	P 44

## 入札のあらまし

入札案内書の 配布 (本案内書)	令和 8年 3月 9日(月)から 市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。物件ごとに仕様が異なりますので、内容をよくご確認ください。
▼	
入札案内書の 提出	令和 8年 3月 9日(月)から令和 8年 3月18日(水)午後 5時まで 受付場所：名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課（中区三の丸三丁目 1番 1号 市役所本庁舎 5階） 受付時間：午前 9時から午後 5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。） 持参又は郵送（書留または簡易書留郵便に限る。）による申込みとなります。（期間内必着）
▼	
開札及び 落札候補者の 決定	令和 8年 3月19日（水）午前10時00分 開札場所：名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課（中区三の丸三丁目 1番 1号 市役所本庁舎 5階） ※開札の結果、入札者のうち最低入札価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした者を落札者とします。
▼	
競争入札参加 資格確認申請 書の提出	令和 8年 3月19日（水）から令和 8年 3月24日（火）まで 午前 8時45分から午後 5時00分まで 持参による提出に限ります（期限内必着） 落札候補者の方は、競争入札参加資格確認申請書（市公式ウェブサイトから書式をダウンロードしてください。）及び添付書類を提出してください。 期限内に確認申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。
▼	
審査結果の 通知	参加資格の審査後、入札参加資格確認通知書等を郵送いたします。

<p>契約締結</p>	<p>令和 8年 3月31日（火）までに締結します。 契約者は落札者名義になります。</p>
-------------	--



<p>契約保証金 及び 広告料の納 付</p>	<p>契約保証金を契約締結日に、広告料を契約書に定められた期限までに、本市が発行する保証金納付書及び納入通知書により納付してください。なお、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。</p>
-------------------------------------	---



<p>広告原稿の 審査・承認</p>	<p>名古屋市が定める期限までに広告原稿を提出していただきます。 広告原稿については、各施設管理者による審査・承認を受ける必要があります。</p>
------------------------	---



<p>AED 一体型 広告の設置</p>	<p>設置開始日までに設置作業をしていただきますが、作業可能な日時や搬入搬出の経路等は施設によって異なりますので、各施設管理者と協議してください。また、AEDは設置開始日には使用可能な状態にしておく必要がありますのでご注意ください。 契約者の都合によりAED一体型広告の設置開始日から設置開始できなかった場合、本市は広告料の返還やその他補償に応じません。 更新期間を含めた契約期間満了後は、各施設管理者が特に認めた場合を除き、設置機器を撤去し原状回復していただきます。</p>
--------------------------	--

# 入札説明書

この入札に参加を希望される方は、法令、名古屋市の条例、規則、規程及びこの入札説明書によるとともに、現地を確認されるなど、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

## 第1 対象施設

### 1 AED一体型広告を設置する施設及び所在地等

施設名称 及び所在地	設置場所	設置 台数	最大設置 可能期間	設置可能面積
名古屋市天白文化小劇場 (天白区原一丁目 301 原ターミナルビル 4階)	4階劇場ロ ビー・チラシ 置き場	1	R8.4.1～ 最大5年間	0.48 m <sup>2</sup> 幅0.8m×奥行0.6m
名古屋市緑文化小劇場 (緑区乗鞍二丁目 223-1)	1階 客室扉付近	1	R8.4.1～ 最大5年間	0.14 m <sup>2</sup> 幅0.7m×奥行0.2m
名古屋市熱田文化小劇場 (熱田区神宮三丁目 1- 15)	北館2階 事務所横	1	R8.4.1～ 最大5年間	0.63 m <sup>2</sup> 幅0.9m×奥行0.7m

2 入札は、上記表に記載の3施設を一括して対象とします。

3 現地説明会は行いません。入札参加希望の方は、事前に各施設に問い合わせた上でご自分で現地確認を行ってください。

現地確認問い合わせ先：名古屋市天白文化小劇場 (052-806-8060)

名古屋市緑文化小劇場 (052-879-6006)

名古屋市熱田文化小劇場 (052-682-0222)

## 第2 参加者の資格

### 1 入札参加資格

入札に参加できるのは、個人又は法人です。ただし、次のいずれか一つにでも該当する方は、入札に参加することができません。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(15財用第5号)に基づく指

- 名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」または申請区分「物件の買入れ又は物件の借入れ」、申請業種「医療機器」の競争入札参加資格を有すると認定を受けている者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしめない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
  - (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
  - (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
  - (9) 名古屋市広告掲載基準第 2に該当する業種又は事業者でない者であること。
  - (10) AED の設置及び維持管理に必要な高度管理医療機器等貸与業の資格を有する者であること。

### 第 3 AED 一体型広告の設置条件

---

#### 1 設置可能期間

- (1) 当初の契約期間は、令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日までとし、以後令和 9年 4月 1日から 4年を限度に 1年を単位として更新できます。（最大令和13年 3月31日まで）
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望する場合は、名古屋市が定める期限までに名古屋市文化芸術推進課まで文書にて申し出ること。また、更新後および年度途中で契約金額や契約条件の変更は不可とする。

#### 2 施設使用の形態

AED一体型広告の設置は、地方自治法(昭和22 年法律第67 号)第238 条の4 第7 項の規定に基づき、名古屋市が設置事業者に対し、行政財産である建物の一部を目的外使用許可する方法により行います。

#### 3 広告料

設置事業者において、申込書に記載した金額を納付していただきます。ただし、広告

料の最低金額については、本件は3施設を一括で入札対象とし、最低入札金額を3円とする。

掲出期間（令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで。広告の掲出準備に要する期間を含む。）中は、広告掲出の有無にかかわらず、掲出期間に応じた広告料を納付していただきます。

なお、掲出期間に 1月未満の端数があるときは、1月と計算します。広告料の他に目的外使用料の支払いが必要です。

#### 4 目的外使用料

広告物の掲出に際しては、広告掲出面の表示面積に応じて算出した、施設の使用にかかる行政財産の目的外使用料（月額900円/㎡）が必要です。なお、1円未満の端数がある場合は切り上げ、100円未満の場合は100円とします。また、使用期間に 1月未満の端数があるときは、1月と計算します。

#### 5 設置機器の仕様等

別紙仕様書のとおりです。なお、機器の運用にかかる電気代は、別途、設置事業者の負担となります。

#### 6 必要経費

機器の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の費用は全て設置事業者の負担とします。また、撤去・原状回復費についても設置事業者の負担とします。

#### 7 利用上の制限

目的外使用許可期間中は次の事項を遵守してください。

- (1) 契約条件を遵守し、広告料及び目的外使用料を期限までに確実に納入すること。
- (2) 広告掲出条件及び目的外使用許可の許可条件を遵守すること。
- (3) 広告を掲出する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- (4) 機器の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、各対象施設の指示に従うこと。

なお、広告の具体的な構成については、事前に名古屋市と協議を行うこと。

#### 8 維持管理

機器の設置期間中は、次の事項を遵守してください。

- (1) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞無く手続き等を行うこと。
- (2) 機器を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (3) 機器の破損、問合せ並びに苦情については、破損時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

#### 9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に要した費用を一切名古屋市に請求することができません。

## 第 4 入札方法等

---

入札方法	書留又は簡易書留郵便による郵送により行います。 ※普通郵便による入札又は持参による入札は無効となります。 ※郵送した入札書の書換え、引換え、撤回はできません。
提出期間	令和 8年 3月 9日(月)から令和 8年 3月18日 (水) 午後 5時まで ※上記期間後に到着した入札は無効となります。 ※入札書の到着確認のお問い合わせにはお答えできません。
郵送先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課あて ※封筒(表)に「入札書在中」と朱書きしてください。 (入札案内書の38頁に記載例があります)
必要書類等	(1) 入札書 市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。詳しくは「第6 入札」を参照ください。必要事項を記載した入札書を中封筒に封入し、中封筒には、入札者の氏名又は名称、住所又は所在地、入札件名及び開札日を記載してください。(入札案内書の39頁41頁に記載例があります) (2) 委任状(代理人によって入札しようとする方に限ります) 代理人が入札する場合、委任状が必要となります。市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。代理人は、1物件につき複数の入札を代理することはできません。また、委任者は、複数の代理人に同じ物件の入札を委任することはできません。 ※書留又は簡易書留郵便での送付によらない入札、二重封筒での送付によらない入札、中封筒に上記(1)にある必要事項の記入がない入札は無効となりますので、ご注意ください。

## 第 5 入札金額

入札金額は、**3施設分の広告料の月額**を表示してください。最低入札価格(月額)以上で最も高い価格(月額)で入札された方が落札者となります。最低入札価格(月額)について、3施設一括で月額 3円です。

## 第 6 入札

- 1 入札は所定の入札書を使用します。市公式ウェブサイトから、書式および記載例がダウンロードできます。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入してください。鉛筆、シャープペンシル及び温度変化により筆跡の消える筆記具は使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、

金額の訂正はできませんのでご注意ください。

- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、金額の頭に¥マークを付け、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - (1) 郵送した入札書の書換え、引換え又は撤回による入札
  - (2) 入札参加資格のない方のした入札
  - (3) 入札保証金を納付する場合で、入札保証金が納付されていない入札
  - (4) 入札保証金を納付する場合は、入札保証金が予め定めた額に満たない入札
  - (5) 最低入札価格（月額）に達しない金額を記載した入札
  - (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
  - (7) 記入事項を判読できない入札
  - (8) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
  - (9) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
  - (10) 記名のない入札
  - (11) 同一物件につき同一の名をもってした 2通以上の入札（代理人によるものも含む。）
  - (12) 委任状を提出していない代理人のした入札
  - (13) 書留又は簡易書留によらないで郵送された入札
  - (14) 入札期間及び郵送先に到達しなかった入札
  - (15) 二重封筒により郵送されなかった入札
  - (16) 中封筒に入札件名又は開札日の記載がない入札
  - (17) 入札期間内に必要書類がそろわなかった入札
  - (18) その他入札の条件に違反した入札

## 第 7 開札

---

日時・会場	令和 8年 3月19日（木）午前10時00分 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所本庁舎 5階 観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課執務室内
-------	---

- 1 開札の結果、入札者のうち最低入札価格（月額）以上で最高価格（月額）の入札をした方を落札者とし、電話にてご連絡いたします。
- 2 最高価格（月額）の入札者が複数あるときは、抽選により落札者を決定します。抽選は、入札事務を担当しない職員が行います。
- 3 入札結果については、入札者数、落札金額及び落札者名を市公式ウェブサイトで公表します。また、落札者以外の方の入札者名、入札金額について、照会や情報公開請求があれば回答する場合があります。

これら入札結果等の公表に同意いただけない方は、入札に参加申し込みをすることができません。
- 4 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
- 5 郵送による入札のため、開札会場への入場はできません。

## 第 8 競争入札参加資格確認申請

- 1 落札候補者の方は、資格審査を受けていただく必要があります。持参により資格審査に必要な書類を提出してください。
- 2 落札候補者の方に参加資格がなかった場合は、次順位者が落札候補者となり、資格審査を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨の連絡がありますので、持参により資格審査に必要な書類を提出ください。

受付期間	令和 8年 3月19日（木）から 令和 8年 3月24日（火）午後 5時まで
提出先	名古屋市役所 本庁舎5階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号） 観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課
必要書類等	各種様式は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。 (1) 入札参加申込書 1通 (2) <個人の場合> 住民票の写し 1通 <法人の場合> 現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書 1通 ※どちらも発行後 3か月以内のもので、連名の場合は連名者全員のもの。 (3) 高度管理医療機器等貸与業許可書（写）
注意事項	(1) 書類の提出方法は、持参に限ります。 (2) 期限までに到達しない申請、必要書類の添付されていない申込みは無効となりますので、早めにご提出ください。 (3) 確認申請書等の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担となります。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。 (5) 提出期限後は提出された確認申請書等の差替え又は再提出は認めません。ただし、文化芸術推進課が競争入札参加資格の確認のため必要と認め、補正等の指示を行った場合を除きます。 (6) 確認申請書等に関し、説明等を求められた場合は、その求めに応じなければなりません

## 第 9 契約の締結

- 1 落札者には、契約書、競争入札参加資格確認通知書等の契約関係書類を郵送します。
- 2 契約締結日は令和 8年 3月31日までに締結します。
- 3 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
- 4 契約は、落札申込者名義で行います。（契約書に使用する印鑑は、入札書及び競争入札参加資格確認申請書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。）

## 第 10 行政財産使用許可申請書の提出

AEDや広告物の設置面積、広告掲出面積が確定次第、速やかに「行政財産使用許可申請書」を提出してください。なお、AEDと広告物がそれぞれ独立した構造の場合、それぞれの設置面積や広告掲出面積の内訳を記してください。

申請受付後、「行政財産使用許可書」を送付します。

## 第 11 広告料及び行政財産目的外使用料の納付

広告料、行政財産目的外使用料は、契約書に定める期限までに、本市発行の納入通知書により納付していただきます。

## 第 12 契約保証金

- 1 契約締結と同時に、契約保証金を名古屋市発行の納付書により納付していただきます。ただし、名古屋市契約規則第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除することがあります。
- 2 契約保証金は、広告料の総額の 100分の10とします。
- 3 契約保証金は、公有財産の明渡し完了後に還付します。ただし、未払いの広告料等がある場合は名古屋市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付けません。
- 5 契約保証金は、現金又は銀行振出の小切手に限ります。小切手は、納付の日前10日以内に、名古屋手形交換所参加店舗である金融機関が振出した小切手でなければなりません。これに該当するかどうかは、小切手の振出しを受ける店でご確認ください。

## 第 13 問い合わせ先

連絡先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化芸術推進課 TEL 052-972-3175 FAX 052-972-4128 電子メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
-----	--

## 契 約 書 (案)

名古屋市（以下「甲」という。）と事業者 \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、AED一体型広告掲出事業に関し、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第 1条 甲は、別表に掲げる施設内の一部を提供し、乙にAED一体型広告を設置掲出させるものとし、乙はこれに対して甲に広告料、行政財産目的外使用料及び電気料金を支払うものとする。

2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本件契約を履行しなければならない。

### （設置掲出場所及び仕様）

第 2条 AED一体型広告の設置掲出場所及び仕様については、別添「AED一体型広告掲出事業共通仕様書」及び「施設別特記仕様書」のとおりとする。

2 乙は、本契約書のほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「観光文化交流局広告掲載要綱」に定めるところに従い、本契約書によるAED一体型広告の設置掲出を行わなければならない。

### （事業計画の策定及び協議）

第 3条 乙は、AED一体型広告の規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む。）及び作業スケジュール等、広告掲出に関する事項についてあらかじめ甲と協議し、当該事項を記載した事業計画書を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の事業計画を変更する場合は、事前に必ず甲と協議しその承認を得るものとする。

### （契約期間及び更新）

第 4条 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

2 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

3 前項に定める乙の申請は、各年9月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

### （使用の許可、期間、使用料）

第 5条 乙は、広告物の掲出に際して、別途、名古屋市長より名古屋市公有財産規則（平成16年3月31日規則第49号）に基づく使用許可（以下「使用許可」という。）を、その掲出期間について受け、使用許可にあたり付された許可条件を遵守しなければならない。

2 使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 乙は、使用許可を受けるにあたり、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに所定の使用料を納付しなければならない。

- 4 乙は、公共又は公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断される場合に限り、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度（最大令和13年3月31日まで）に、1年を単位として使用許可の更新を申請できる。
- 5 前項に定める乙の申請は、各年9月末日までに甲に文書で行うものとする。なお、申請がなかった場合は、当該年度の契約期間をもって契約は満了する。

（広告料及び電気料金）

第6条 乙は、前条第3項に定める使用料とは別に、AED一体型広告の設置場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。

- 2 広告料は、3施設月額金額 円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税額金 円）、年額金額 円とする。

ただし、契約期間中に消費税及び地方消費税にかかる税率が変更された場合、月額金額に変更後の税率により算出された消費税及び地方消費税額を加えた額に契約を変更する。

- 3 乙は、前項に定める広告料を、甲の発行する納入通知書により、記載された期限までに納付しなければならない。支払時期は次のとおりとする。

年度	支払額	支払期日
令和8年度	令和8年4月～令和9年3月分	令和8年4月末日

（第4条第2項の定めにより契約更新された場合の支払時期）

年度	支払額	支払期日
令和9年度	令和9年4月～令和10年3月分	令和9年4月末日
令和10年度	令和10年4月～令和11年3月分	令和10年4月末日
令和11年度	令和11年4月～令和12年3月分	令和11年4月末日
令和12年度	令和12年4月～令和13年3月分	令和12年4月末日

- 4 乙は、事業を実施するため、甲の電気を消費する機器を設置する場合、電気使用料を小劇場等の指定管理者に支払うものとする。

（延滞金）

第7条 乙は、前条第3項に定める納付期限までに広告料を支払わないとき、及び前条第4項により指定された期限までに電気料金を支払わないときは、納付期限の翌日から支払った日までの期間について名古屋市契約規則（昭和39年規則第17号）第33条第1項に定める率により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。ただし、同項に定める割合が変更された場合は、変更後の割合を適用するものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が百円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（充当の順序）

第8条 乙が広告料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が広告料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

#### (契約保証金)

第9条 乙は、甲に対して契約保証金として金\_\_\_\_\_円(広告料年額の10分の1)を、甲が発行する保証金納付書により、本件契約締結日までに納付しなければならない。ただし、甲は、名古屋市契約規則第31条(契約保証金の納付免除)の規定により、契約保証金を納付させないことができる。

2 前項に定める契約保証金については、第21条に定める損害賠償の予定額の全部又はその一部と解釈しない。

3 第1項に定める契約保証金については、利息を付さない。

4 乙に未払いの広告料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生する債務の支払遅延が生じたときは、甲は契約保証金をこれらの債務の弁済に充当することができる。この場合、甲は弁済充当日、弁済充当額及びその費目を乙に書面で通知するものとし、乙は通知を受けた日から30日以内に契約保証金の不足額を甲に納付しなければならない。

5 前項の定めにかかわらず、乙は、契約保証金をもって本件契約から発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを甲に請求できない。

6 甲は、本件契約の終了に伴う乙の原状回復完了時において、乙に未払いの広告料、損害賠償その他本件契約に附帯して発生した乙の甲に対する債務の未払いがあるときは、原状回復完了時において納付されている契約保証金から乙の甲に対する一切の債務を控除した残額を乙に還付する。

7 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡してはならず、また、質権、譲渡担保その他いかなる方法によっても契約保証金返還請求権を担保に供してはならない。

#### (権利譲渡の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、本件契約によって生ずる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは継承し、又はその権利を担保に供することができない。

#### (契約の履行の一時中止)

第11条 履行場所等の確保ができない等の事象又は暴風、豪雨、高潮、地震、火災その他の自然的若しくは人為的な事象であって、乙の責めに帰することができないものにより、乙が本件契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 甲は、前項の規定により令和8年4月1日令和9年3月31日において契約の履行の全部又は一部を一時中止した場合には、「観光文化交流局広告掲載要綱」の規程により、納付済みの広告料の一部を返還するものとする。ただし、返還する広告料には利子は付さないものとする。

#### (広告掲出)

第12条 乙は、広告物を掲出する広告主の選定及び広告内容について、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「観光文化交流局広告掲載要綱」を遵守するとともに、事前に甲の審査を受け、その承認を得たものでなければ掲出することができない。

2 乙は、前項に定める審査を受けるため、掲出する広告物のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。

- 3 乙は、第1項に規定する審査において、甲から広告内容等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 4 甲及び乙は、広告主及び広告内容について、施設の公共性、美観及び施設利用者への影響に配慮しなければならない。

(広告内容等の修正・変更)

第13条 甲は、広告内容が公共施設に掲出する広告としてふさわしくないと甲が合理的な理由により判断したときは、いつでも、乙に対して広告内容の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなくてはならない。ただし、広告内容の修正期間中であっても、AED(「自動体外式除細動器」をいう。)は正常に使用できる状態にしておかなければならない。

- 2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙は、自己の都合により広告内容を変更するときは、事前に審査を受け、その承認を得るものとする。この場合、前条の規定を準用する。

(広告内容についての責任)

第14条 乙は、広告内容について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告内容に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に関する財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、乙は保証するものとする。
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。

(広告設置にあたっての留意事項)

第15条 乙は、AED一体型広告の設置にあたっては、甲の指示に基づき、施設の業務、維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならない場所及び構造となるよう処置しなければならない。

- 2 乙は、広告の転倒及び破損等により、施設利用者等に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前2項に定める留意事項に関する助言、指導を行うことができ、乙はこれに従わなくてはならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は、乙が負担する。
- 4 広告の設置によって、甲又は第三者に損害を与えた場合は、天災等乙の責に帰さない場合も含め、乙の責任と負担において、必要となる補償等の措置を行うものとする。
- 5 広告物の設置後、甲の事業の変更、来庁者への影響等により広告設置場所を変更する等の必要が生じた場合には、甲乙協議の上、その対応について定めるものとする。その場合、広告設置場所を変更する等の費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は、広告の維持管理を適切に行い、常時適正な状態を保つようにしなければならない。

- 7 乙は、広告が毀損、汚損若しくは紛失等した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の最適な措置を行うものとする。
- 8 甲は、広告の毀損等を発見した場合、速やかに乙に通報しなければならない。

(広告物の一時撤去または一時削除)

第16条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙に広告物の一時撤去又は一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなくてはならない。

- (1) 乙が、第5条第1項に定める使用許可の許可条件、本件契約に定める事項並びにその他法令等に違反したとき。
  - (2) 広告主又は広告内容が「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「観光文化交流局広告掲載要綱」及び仕様書に違反したとき。
  - (3) 第13条第1項の規定による広告内容等の修正を乙が行わないとき又は前条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき。
  - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると甲が判断したとき。
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。
  - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
  - 4 第1項に定める指示があつたにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告物を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。
  - 5 第1項及び前項に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
  - 6 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

(契約の解除及び違約金)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に通告し、本件契約を解除することができる。

- (1) 第5条に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき。
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本件契約に違反したとき。
- (3) 本件契約の内容の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等の関係各位者に著しく不正又は不誠実な行為があつたとき。
- (4) 乙が本件契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) 乙が本件契約の解除を申し出たときで、甲が契約の解除が相当であると認めるとき。
- (6) 乙又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があつたとき。
- (7) 乙による破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て又は乙に対する租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があつたとき。
- (8) 乙が本件契約に関して次のいずれかに該当したとき。

- ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ず本件契約を解除する必要があるときは、乙との協議により本件契約を解除することができる。
- 3 乙は、第4条に定める契約期間中に、甲に対して本件契約の解除を申し入れることができる。
- 4 前3項の規定により本件契約が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由があるとき及び乙の都合による申し入れのときは、甲は納付された広告料を返還せず、乙は甲に違約金を支払うものとする。
- 5 前項の違約金の額は、甲が損害を被る範囲内で甲乙協議して決定し、損害賠償の予定額の全部又はその一部としない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第18条 甲は、乙が本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第19条 乙が本件契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、広告料に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、広告料の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。
  - (2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
  - 4 前3項の規定は、本件契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(原状回復義務)

第20条 契約期間が満了し、又はその他の理由により本件契約が終了したときは、乙は自己の費用をもってAED一体型広告を撤去し、原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 2 乙は、前項の定めにより原状に回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を得なければならない。
- 3 本件契約が終了したにもかかわらず、乙が原状回復をしない場合は、本件契約終了の翌日から原状回復完了までの間、乙は甲に対して広告料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害があるときは、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、第12条第3項、第13条第1項、第15条第3項、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求

することはできない。

- 2 乙は、本件契約を履行するにあたり、甲に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 3 乙は、本件契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において損害の賠償を行うものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、その限りではない。
- 4 第2項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して決める。
- 5 本件契約の履行に関し、第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議して、その責任に応じてその処理解決にあたるものとする。

(著作権等の管理)

第22条 乙はAED一体型広告の設置に際して、著作権等（著作権、意匠権、商標権又はノウハウその他一切の権利を含み、甲の所有であるか否かは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密の保持)

第23条 乙は事業の実施に関し知りえた事実について、その秘密を守らなければならない。本件契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の費用)

第24条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(情報取扱注意項目等)

第25条 乙は事業を実施するにあたり、別添「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対する届出義務」を遵守しなければならない。

(疑義の解釈等)

第26条 本件契約の定めに疑義が生じたとき、又本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記の契約の締結を証するため本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市  
代表者 名古屋市長 広沢 一郎

乙

## A E D 一体型広告掲出事業共通仕様書

名古屋市を甲とし、A E D 一体型広告掲出事業者を乙とする。

### 1 設置場所・設置可能範囲等

- (1) 設置可能範囲は施設ごとに異なるので、施設別特記仕様書(別紙1)を確認すること。
- (2) 事業者の施設使用形態は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づき、本市が事業者に対し、行政財産である建物の一部について目的外使用許可をする形態とする。

### 2 設置可能期間

- (1) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。
- (2) 更新は1年ごとの更新とし、更新を希望する場合は、甲が定める期限までに名古屋市文化芸術推進課まで文書にて申し出ること。また、更新後および年度途中で契約金額や契約条件の変更は不可とする。

### 3 業務内容

本事業の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) A E D 一体型広告の設置、維持管理、設置期間終了後の撤去及び原状回復
- (2) 掲出する広告主の募集及び広告主との調整
- (3) 広告の内容作成、掲出及び内容変更に係る業務
- (4) 広告料、行政財産目的外使用料、広告掲出に係る電気料金の納付  
※設置した機器が電気を使用しない場合は、電気料金の納付は不要。

### 4 設置機器仕様

設置機器仕様については、以下のとおりとする。なお、各項の詳細な仕様については、甲乙協議にて決定するものとする。

#### (1) 共通事項

- ・ 広告掲出部分とA E D 収納部分が連結した一体の構造であること。
- ・ 同一の筐体ではない場合は、広告掲出部分とA E D 収納部分を連結させる等により、一体の構造であることを満たすようにすること。
- ・ 広告の大きさは視認性を確保した大きさとする。
- ・ A E D が収納されていることを明示すること。
- ・ 設置機器の外形は、施設の景観や特性を十分に考慮して設置すること。
- ・ A E D の収納扉を開けた際に、アラーム音が鳴る機能があること。
- ・ デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はないが、音を出すことはできない。
- ・ 使用可能な電気電源の有無は施設ごとに異なるので、別紙施設別特記仕様書を確認すること。

#### (2) デジタル媒体の広告についてデジタル媒体の広告について

- ・ モニターは液晶等薄型画面のものとし、広告は静止画または動画とする。

- ・電源の入り切りはタイマー等で自動制御可能なものとする。また、入り切りの時間設定は、原則施設の開館時間とし、甲が指示するものとする。

(3) 紙媒体の広告について紙媒体の広告について

- ・紙媒体を照らす照明を内蔵した機器も設置可能とする

(4) A E Dについて

- ・A E D本体のほか、保管・携行するためのケース、バッテリー、電極パット、小児に使用するための付属品、取扱説明書、その他使用する上で必要なものを付属すること。
- ・本体、電極パットともに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）上の認可がされていること。
- ・J R C 蘇生ガイドライン 2 0 2 5 に適応していること。
- ・音声ガイダンス及び取扱説明書が日本語であること。
- ・小児に対し使用可能であること。（電極パットの交換等付属品による対応を含む。）
- ・ショックが必要であると判断した後であっても、患者の心電図波形が通常に戻った場合には、安全機能として電気ショックを自動的に取り消し（キャンセルと内部放電）する機能があること。
- ・バッテリー容量、波形出力システム、内部回路等の機能についてセルフチェックを毎日行うものであること。
- ・セルフチェック等で異常があれば、アラーム音を出すなど警告する機能があること。
- ・使用可能な状態であるか、外見上判断できるものであること。
- ・本体、バッテリー及び電極パットが製造されてから耐用期間内のものであること。

5 A E D一体型広告の設置及び撤去の条件

- (1) A E D一体型広告に用いる機器及び広告物の製作、設置、撤去及び維持管理等にかかる費用等については、すべて乙の負担とする。また、メンテナンス、破損及び事故対応等の一切の保守管理については、乙の責任と負担において行うものとする。
- (2) A E D一体型広告の設置については、転倒防止や鋭利な突起物がないこと等、施設利用者利用者への安全措置を十分に講ずること。転倒防止のために補強を必要とする場合は、甲乙協議にて補強方法を決定し、乙の負担で補強するものとする。設置後は定期的に安全面に問題がないか確認することとする。
- (3) A E D一体型広告の運用を終了するときは、乙はA E D一体型広告を乙の負担で撤去し、原状回復した後、甲の検査確認を受けるものとする。
- (4) 乙は、甲乙協議の上、各施設管理者の定める設置開始日までにA E D一体型広告の定める設置開始日までにA E D一体型広告の設置及び運用試験等を終えるものとする。また、既存のA E Dと入れ替える場合、甲及び入れ替え前の事業者と協議の上、各施設管理者の定める設置開始日までにA E D一体型広告の設置及び運用試験等を終えるものとする。なお、広告の掲出が設置開始日以降となった場合においても、乙は甲に広告料等の減免又は返還を求めることはできない。
- (5) 乙は、A E D一体型広告の運用を終了する際に、甲又は他の事業者がA E D一体型広告の運用を終了する際に、A E D一体型広告等を設置する場合、A E D一体型広告等が切れ目なく稼動するよう、A E D一体型広告等が切れ目なく稼動するよう、乙は入れ替

え作業に協力するものとする。

- (6) 上記に定めるもののほか、AED一体型広告の設置及び撤去については、甲の指示に従うものとする。

## 6 維持管理

- (1) AED一体型広告の維持管理については、全て乙が行うものとする。
- (2) 転倒防止等の安全措置や、設置状況については適宜目視点検等の確認を実施すること。
- (3) AEDについては本体の耐用期間及び電極パットやバッテリー等の消耗部品の交換時期を把握し、常時使用可能なように適切な点検、交換を実施すること。
- (4) AEDを使用した後は電極パット、バッテリー等の消耗品の交換を行うこと。
- (5) AED本体及び電極パットやバッテリー等の消耗品の交換を行う際には、「4 設置機器仕様」の各項目を満たすよう、十分留意すること。
- (6) 故障発生時等の緊急時には、連絡に応じ、AEDの使用できない期間が生じることのないよう、速やかに復旧作業を行うこと。また、緊急連絡先をAED収納部分等に明示すること。

## 7 広告掲出の条件

- (1) AED一体型広告に掲出するすべての広告については、名古屋市観光文化交流局広告掲載要綱による広告審査会で適正と審査されたものに限り、掲出することができる。
- (2) 広告内容の変更・修正をする場合は、甲の指示する日までに広告案を提出し、名古屋市観光文化交流局広告掲載要綱による広告審査会で適正と審査されたものに限り、変更・修正することができる。

## 8 事業計画の策定

- (1) 乙は、あらかじめ甲と協議の上、AED一体型広告の規格・機能、広告物の仕様、施工方法、管理体制（メンテナンス及び緊急時の対応を含む）及び作業スケジュールを記載した事業計画書（任意様式）を作成し、契約締結後速やかに甲に提出するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、甲が必要でないと認めたときは、乙は事業計画書の提出を省略することができる。

## 9 広告掲出にかかる行政財産目的外使用許可及び使用料

- (1) 乙は、AED一体型広告の設置について行政財産の目的外使用許可を受け、広告料とは別に、広告掲出面積に応じて算出した使用料（月額900円/㎡）を納付するものを納付するものとする。
- (2) 使用期間に使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。また、使用許可面積を上記に定める金額に乗じて得た額が100円に満たない場合にあつては100円とする。なお、1円未満の端数が生じた場合は切り上げるものとする。

## 10 広告料及び電気料金

- (1) 乙は、使用料とは別に、広告掲出場所が有する広告価値を利用する対価として、広告料を甲に支払うものとする。
- (2) 乙は、AED一体型広告が電気を使用する場合、使用した電気料金を甲に支払うもの

とする。

## 11 その他

- (1) 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、A E D一体型広告機器の破損等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、乙はA E D一体型広告機器の転倒や破損等により第三者に生じた損害に対して、速やかに対処することとし、その費用は乙が負担することとする。
- (2) 乙は、広告を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) 掲出する広告がなく、広告枠に空欄が生じるおそれがある場合、乙は甲と協議し、周辺の外観を損ねないような措置を講ずることとする。なお、広告枠に空欄が生じたとしても、広告料、使用料及び電気料金は返還しないものとする。
- (4) 契約期間において、業務変更等によりA E D一体型広告について変更する必要がある場合、甲乙協議の上、乙はA E D一体型広告の変更に対応しなければならない。
- (5) この仕様書、契約書等に定めのない事項で疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議の上、その指示に従うこと。
- (6) 本仕様書に定めるもののほか、「名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)」、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「名古屋市観光文化交流局広告掲載要綱」、「行政財産目的外使用許可条件」その他関係法令を遵守することとする。
- (7) 本仕様書に関しては、別添の「情報取扱注意項目」及び「妨害又は不当要求に対す要求に対する届出義務」の適用があるものとする

## 情報取扱注意項目

### (基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

### (関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

### (適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報（名古屋市（以下「委託者」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

### (再委託の禁止又は制限等)

第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 受託者は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

### (複写及び複製の禁止)

第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

### (情報の返却及び処分)

第 8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

**(情報の授受及び搬送)**

第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。

2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

**(報告等)**

第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

**(従事者の教育)**

第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

**(契約解除及び損害賠償等)【約款の場合は推奨】**

第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。

(2) 損害賠償を請求すること。

(3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合

(特定個人情報に関する特則)

**第13** 受託者は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 受託者は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

特定個人情報を除く機密情報を保存したことがある記録

媒体を廃棄し、又は返却する際に電子情報の消去を委託等  
する場合

（電子情報の消去に関する特則）

**第14** 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

**妨害又は不当要求に対する届出義務**

1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

**暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書**

（発注者の解除権）

第1条 **発注者**は、**受注者**が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解

除することができる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
  - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、**発注者**が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 45 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

## 障害者差別解消に関する特記仕様書

（対応要領に沿った対応）

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）、愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例（平成 30 年名古屋市条例第 61 号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

（再委託に係る対応）

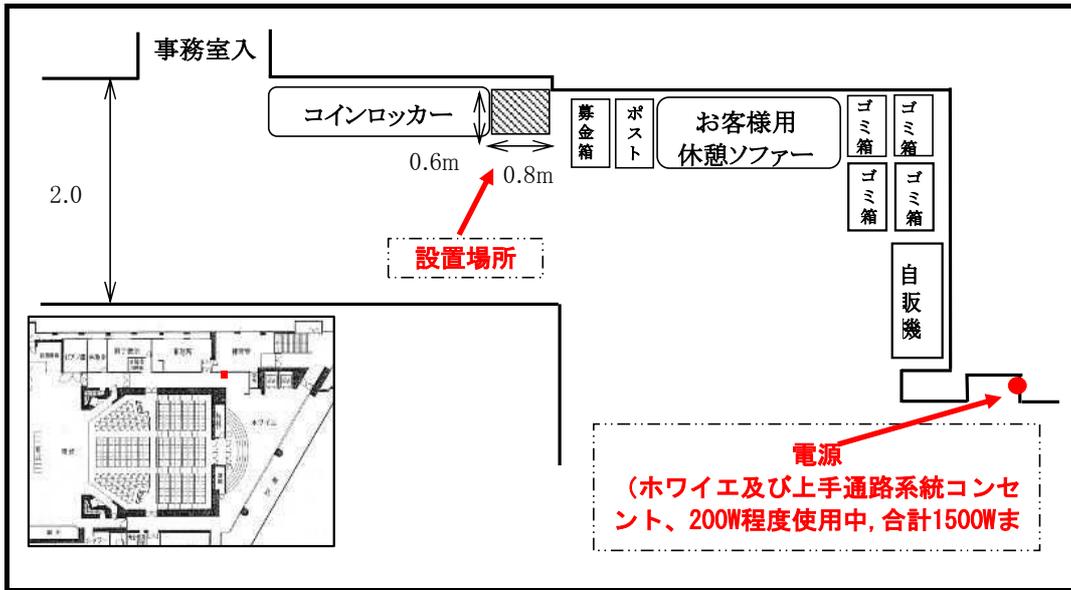
第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

## 1. 施設の概要

施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
名古屋市天白文化小劇場 (天白区原一丁目301原ターミナルビル 4階)	4階劇場ロビー チラシ置場横	1台	指定なし ※音不可	R8.4.1~ 5年間	0.48㎡ 幅0.8×奥行0.6m

## 2. 詳細情報

## ① 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・付近壁面に掲示板なし
  - ・壁面・床面共にアンカー止め可能
  - ・契約候補者が設置可能範囲以外の場所に広告掲出を希望する場合は別途協議となります。
  - ・設置希望場所について協議した結果、不調となった場合は、上記範囲内での設置となります。

## ② 設置可能期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間で限度(最大令和13年3月31日まで)に1年を単位として契約の更新を申請できる。

## ③ 広告に関する特記仕様

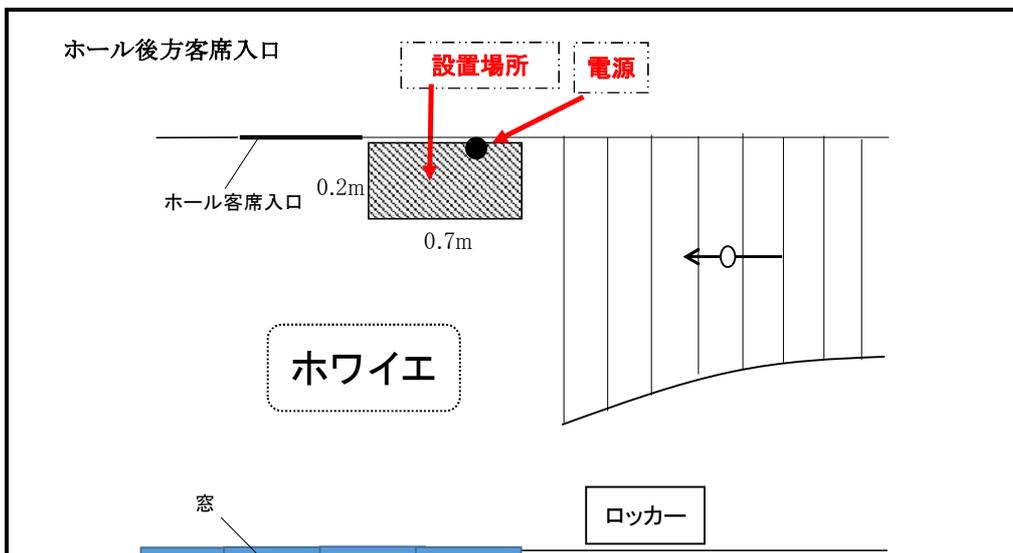
本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。(付近に電気電源あり)  
デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。  
デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

## 1. 施設の概要

施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
名古屋市緑文化小劇場 (緑区乗鞍二丁目223-1)	1階 客席扉付近	1台	指定なし ※音不可	R8.4.1~ 5年間	0.14㎡ 幅0.7m×奥行0.2m

## 2. 詳細情報

### ① 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部 ※ただし、下部電源を覆わないなど電源が利用できる状態である
- ・壁面に掲示板有(撤去移設可能)
  - ・壁面・床面共にアンカー止め可能
  - ・契約候補者が設置可能範囲以外の場所に広告掲出を希望する場合は別途協議となります。
  - ・設置希望場所について協議した結果、不調となった場合は、上記範囲内での設置となります。

### ③ 設置可能期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間を限度(最大令和13年3月31日まで)に1年を単位として契約の更新を申請できる。

### ④ 広告に関する特記仕様

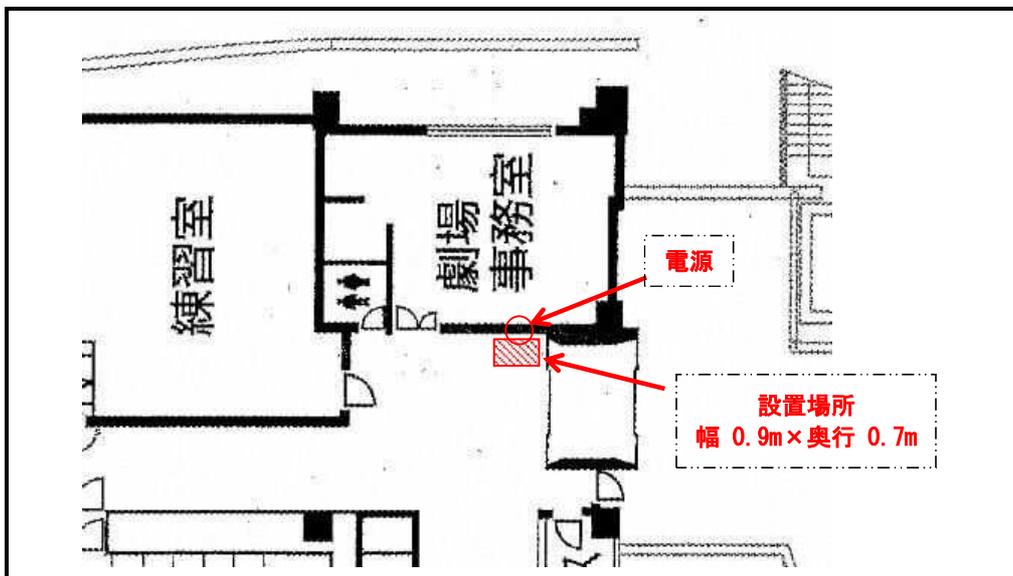
本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。(付近に電気電源あり)  
デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。  
デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

## 1. 施設の概要

施設名称 (住所)	設置場所	設置 台数	広告 特記仕様	最大設置 可能期間	設置可能範囲
名古屋市熱田文化小劇場 (熱田区神宮三丁目1-15)	北館2階 事務所横	1台	指定なし ※音不可	R8.4.1~ 5年間	0.63㎡ 幅0.9m×奥行0.7m

## 2. 詳細情報

### ① 設置場所詳細図



- ・設置可能範囲 図面中斜線部
- ・壁面に掲示板有(撤去移設不可)
  - ・床面共にアンカー止め可能
  - ・契約候補者が設置可能範囲以外の場所に広告掲出を希望する場合は別途協議となります。
  - ・設置希望場所について協議した結果、不調となった場合は、上記範囲内での設置となります。

### ② 設置可能期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、当初の条件を変更しないことを前提として、令和9年4月1日から4年間で限度(最大令和13年3月31日まで)に1年を単位として契約の更新を申請できる。

### ③ 広告に関する特記仕様

本件は、デジタルサイネージ・紙媒体広告の指定はない。(付近に電気電源あり)  
デジタルサイネージは可能であるが、音を出すことはできない環境である。  
デジタルサイネージによる行政情報の掲示は不要である。

## 名古屋市広告掲載要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、ウェブサイトなど、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲出し、又は表示する（以下「掲載する」という。）ことをいう。
- (3) 局長 名古屋市事務分掌条例（昭和 22 年条例第 16 号）第 1 条に規定する局及び室、会計室、消防局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、市会事務局の長及び区長をいう。

### (広告全般に関する基本的な考え方)

第 3 条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

### (広告の範囲)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適當であると認められるもの

### (広告掲載に関する定め)

第5条 局長は、その所管に属する広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、あらかじめ次に掲げる事項を別に定めるものとする。ただし、企画提案型広告については、名古屋市企画提案型広告掲載要綱の定めるところによるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の範囲
- (3) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (4) 広告掲載料
- (5) 広告の募集方法及び選定方法
- (6) 審査機関
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告掲載に関する審査)

第6条 局長は、広告媒体に掲載する広告の可否等を審査するため、審査機関を設ける。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成19年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

## 名古屋市広告掲載基準

(趣旨)

第1 この基準は、所管局が広告媒体への広告掲載の可否を判断する場合に必要な基準を作成するにあたり、参考基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2 次の各号に定める業種又は事業を営む者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者
- (12) 暴力団関係事業者(暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。)
- (13) 各種法令に違反しているもの
- (14) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(掲載基準)

第3 次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれがあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）（掲載に際しては根拠となる資料を要する。）

根拠のない表示や誤解を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等

イ 射幸心を著しくあおる表現、特にギャンブルについて過度に購入をあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着等及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブルについて過度に購入をあおる表現

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(4) 前各号に定めるもののほか、掲載する広告として不相当であると認められるもの

(個別の基準)

第4 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成するものとする。

(ウェブサイトに関する基準)

第5 ウェブサイトへの広告に関しては、ウェブサイトに掲載する広告だけでなく、当該広告が直接リンクしているウェブサイトの内容についてもこの基準を適用する。

## 観光文化交流局広告掲載要綱

### (趣旨)

第 1条 この要綱は、観光文化交流局が所管する資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、名古屋市広告掲載要綱(以下「市要綱」という。)及び名古屋市広告掲載基準(以下「市基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か観光文化交流局広告審査会(以下「広告審査会」という。)の承認を受けたものに限る。

(1) 広告審査会 第10条第 1項に定める審査機関をいう。

(2) 広告媒体 市要綱第 2条第 1号に掲げるもののうち次に掲げるもの。

ア 観光文化交流局が発行する広報等印刷物

イ 観光文化交流局が所管するウェブサイト

ウ その他資産を所管する課・公所の長が別に定めるもの

### (目的)

第 3条 観光文化交流局が所管する資産への広告掲載は、観光文化交流局の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### (広告の範囲)

第 4条 市要綱第 4条、市基準第 2及び第 3に定めるもののほか、広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不相当であると認められるものは広告掲載を行わないものとする。

2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先はその広告を掲載する者が所有するウェブサイトのトップページとし、そのリンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

(広告の募集)

第 5条 広告の募集は、広告掲載を行う広告媒体を所管する課・公所（以下「所管課」という。）の長（新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、所管する部長級の者）が、次に掲げる事項を記載した募集要領を定め行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料金
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続
- (8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(広告掲載の決定)

第 6条 所管課の長は、市要綱、市基準、この要綱及び前条の募集要領に基づき広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、所管課が分掌する施設に係る指定管理者が作成及び管理する広告媒体を除き、あらかじめ広告審査会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、過去に市要綱第 6条に定める審査機関の承認を得たものと広告内容・デザイン等が同一の広告は、広告審査会の承認を省略することができる。この場合において、所管課の長は、広告審査会の委員長に合議しなければならない。

(広告掲載に係る契約)

第 7条 広告掲載に係る契約は、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第 17号）及び名古屋市契約事務手続要綱に基づき、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により行うものとする。

(広告主の責務)

第 8条 前条の規定により広告掲載に係る契約を締結した者（以下「広告主」という。）は、広告の作成、デザイン、内容（広告のリンク先の内容を含む。）その他当該広告に関する一切の責任を負う。

2 広告主は、掲載した広告により第三者に何らかの損害を与えた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第9条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管課の長と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(観光文化交流局広告審査会の設置)

第10条 広告掲載希望者、広告主、掲載する広告及び広告依頼者が適正であるか、又は広告の掲載手続きが適正に執行されているか等を審査するほか、名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査をするため、広告審査会を設置する。

2 広告審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

4 広告審査会は、審査結果に基づき、所管課の長へ必要な指示をすることができる。

5 広告審査会は、所管課の長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに開催する。

6 広告審査会は、委員長及び委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、説明を聞くことができる。

9 第5項の規定にかかわらず、特に緊急またはやむを得ない事由により審査会を開催できない場合は、委員長及び委員に議案を持ち回り、承認を受けることにより、審査会の審議に代えることができる。

10 広告審査会の庶務は、観光文化交流局総務課が処理する。

(その他)

第11条 その他広告掲載につき必要な事項は観光文化交流局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別表

委員長	総務課長
委員	担当課長（観光に係る受入環境の整備） 国際交流課長 文化芸術推進課長 課長補佐（経理） 委員長の指名する職員

入札書の郵送 外封筒

(表面)

		4	6	0	8	5	0	8
切手								
		名古屋市中区三の丸三丁目1番1号						
		名古屋市観光文化交流局						
		文化芸術推進課 行						
事業		天白文化小劇場始め3施設AED一体型広告掲出						
(令和八年三月十九日開札)		入札書在中						

必ず朱書きしてください。

※書留又は簡易書留郵便による郵送以外は無効となります。

※裏面又は表面左下部に入札者名を記載してください。

入札書を封入する中封筒

(表面) ※糊付けし、封印してください。

(入札者名)	名古屋株式会社 代表取締役 名古屋 太郎
(住所又は所在地)	名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号
(入札件名)	天白文化小劇場始め3施設AED一体型広告掲出 事業
(開札日)	令和八年三月十九日

# 入 札 書

令和 年 月 日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

(入札者)

所在地

商号又は名称

役職名

(フリガナ)  
氏名

天白文化小劇場始め3施設AED一体型広告掲出事業にかかる一般競争入札において、私は、入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

件 名	金 額								
	千	百	拾	万	千	百	拾	壹	
天白文化小劇場始め 3施設AED一体型 広告掲出事業									円

- (1) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください(温度変化により筆跡の消えるペンは使用不可)。
- (2) 入札金額は、広告料の月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

<連名で入札する場合>

全員の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要

<代理人が入札する場合>

入札申込者の所在地・商号又は名称・代表者名(氏名)の記入が必要

# 入札書

記載例

令和8年〇月〇日

(あて先)

名古屋市

代表者 名古屋市長

個人の場合

広沢 一郎

名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号  
名古屋 一郎

(入札者)

住所

(フリガナ)  
氏名

法人の場合

名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号  
名古屋株式会社  
代表取締役 名古屋 太郎

代理人が  
入札する場合

(代理人)  
名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号  
取締役 愛知 一郎

天白文化小劇場始め3施設AED一体型広告掲出事業にかかる一般競争入札において、私は、入札案内書の内容等を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

件名	金額								
	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	
天白文化小劇場始め 3施設AED一体型 広告掲出事業									円

- (1) 黒インクの万年筆又はボールペンで鮮明に記入してください(温度変化により筆跡の消えるペンは使用不可)。
- (2) 入札金額は、広告料の月額を記載してください。
- (3) 入札金額の訂正はできません。間違えられた場合は新しい入札書をご使用ください。
- (4) 入札金額はアラビア数字(算用数字)を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札金額の頭に¥を必ず記入してください。

※3施設一括入札ですので、3施設合計の金額を記載してください。

# 委任状

私は都合により \_\_\_\_\_ を以って代理人と定め、  
下記の権限を委任します。

## 委任事項

令和 8年 3月 9日公告の天白文化小劇場始め3施設AED一体型広告掲出事業にかか  
る一般競争入札に関する入札書の記入、及び今回の入札に関する一切の作  
業。

本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のないこと  
を誓約いたします。

令和 年 月 日

委任者 (所在地)  
(商号又は名称)  
(代表者 役職・氏名)

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所)  
(氏 名)

(あて先) 名古屋市長

委任状保管 観光文化交流局 文化歴史まちづくり部文化芸術推進課	取扱 責任者	
---------------------------------------	-----------	--

## 委任状

私は都合により 名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号 営業課 観光 文郎  
を以って代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 委任事項

令和 8年 3月 9日公告の天白文化小劇場始め3施設AED一体型広告掲出事業にかか  
る一般競争入札に関する入札書の記入、及び今回の入札に関する一切の作  
業。

追って本委任を解除する場合には双方連署の上届出のない限りその効力のな  
いことを誓約いたします。

令和 8年 3月〇日

委任者 (所在地) 名古屋市中区三の丸〇丁目△番□号  
(商号又は名称) 名古屋株式会社  
(代表者 役職・氏名) 代表取締役 名古屋 太郎

注) 委任者につきましては、本社、代表取締役等の会社の代表権のある方をお願いします。

上記委任の件承諾いたしました。

受任者 (住 所) 名古屋市中区本丸〇丁目△番□号  
(氏 名) 取締役 愛知 一郎

(あて先) 名古屋市長

委任状保管 観光文化交流局 文化歴史まちづくり部文化芸術推進課	取扱 責任者	
---------------------------------------	-----------	--

# 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)契約事務受任者  
名古屋市観光文化交流局長

(入札者) 所在地  
商号又は名称  
代表者  
役職・氏名

令和 8年 3月 9日付けで入札公告(以下「公告」という。)がありました下記に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の確認書類を添えて申請します。

なお、公告に定める入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

### 1 件名

天白文化小劇場始め3施設 AED 一体型広告掲出事業

### 2 確認書類

(1) < 個人の場合 > 住民票の写し 1 通

< 法人の場合 > 法人登記簿謄本 1 通

(2) 高度管理医療機器等貸与業許可書(写)

申請者担当 部署		担当者氏 名		電話 番号	
-------------	--	-----------	--	----------	--

## 競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

(あて先)契約事務受任者  
名古屋市観光文化交流局長

(入札者) 所在地 名古屋市中区三の丸○丁目△番□号  
商号又は名称 名古屋株式会社  
代表者 代表取締役 名古屋一郎  
役職・氏名

令和 8年 3月 9日付けで入札公告(以下「公告」という。)がありました下記に係る競争入札参加資格について確認されたく、下記の確認書類を添えて申請します。

なお、公告に定める入札参加資格を満たしていること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

## 記

## 1 件名

天白文化小劇場始め3施設 AED 一体型広告掲出事業

## 2 確認書類

(1) < 個人の場合 > 住民票の写し 1 通

< 法人の場合 > 法人登記簿謄本 1 通

(2) 高度管理医療機器等貸与業許可書(写)

申請者担当 部署	○○部	担当者氏 名	△△	電話 番号	XXX-XX X-XXXX
-------------	-----	-----------	----	----------	------------------